

令和6年度第2回沼津市消費者教育推進地域協議会 議事要旨

日時 令和7年3月19日(水)
10時00分～12時00分
会場 沼津市水道部庁舎3階会議室

【次第1 開会】

【次第2 会長挨拶】

【次第3 事務局報告】

第1回協議会での御意見に対する回答

※資料2-1、資料2-2を基に事務局より説明。

委員) 教育協定に基づく出前講座の実施は、実績か可能性か？小学生に記載されているが、弁護士会なら、どの校種でもあり得るのか？

事務局) 学校教育課に照会したところ、今回は小学校のみの実施だったため、小学生の欄に計上した。

委員) 将来的には、どの校種でもあり得るのか？

事務局) 小中で実施の可能性はあると思われる。

委員) 計画策定の際は小中で挙げておいた方が良い。

【次第4 議事】

〈1〉令和6年度消費者教育の取組状況等について

※資料3、資料4-1、資料4-2、資料5-1、資料5-2を基に事務局より説明。

委員) 学校に対する出前講座は学年単位か？クラス単位か？

事務局) 中学生はクラス単位で各クラスごとに実施。高校生は学年単位で体育館等に集まり全体に向け実施した。

委員) クラス単位での実施は1クラスごとに1回のカウントで良いのでは。

事務局) 来年度からの集計は、そのように行う。

委員) 高校生向け出前講座が今年度4件と昨年度から大幅に減っているが、要因は？

事務局) 高校生向けの出前講座に関しては、東部県民生活センターとの分担の中で行っており、その部分の兼ね合いがある。高校全体で見ると県と市で行っているので、それなりの回数は確保できていると思われる。

委員) 自治会向けの出前講座の数も減少しているが、同じく東部県民生活センターと分担しているという認識で良いか？

事務局) 自治会向けは、純粹に依頼が減っている。営業努力が必要と認識している。

委員) 新聞等で取り上げられたなどの実績も載せて良いのでは？

事務局) 来年度から記載する。

<2>令和7年度消費者教育の取組方針(案)

※資料6を基に事務局より説明。

委員) リモート型は高校生以上のみ対象か?小学生や中学生は?

事務局) 要望があれば実施していきたい。

委員) アクティブラーニングのようなものは対面で、一方的に情報を発信するものはリモートにするなど使い分けは、Zoom等も使いながら消費者教育を進めていくのが良い。

事務局) 学校の希望に沿うような形で実施していきたい。

委員) 高齢者の被害が多いため、総会の後に1時間程度の講演を行うなど自治会向けの出前講座の強化をしてもらいたい。また、消費者教育の担い手育成として、くらしのセミナーを行っており、今年度は時間や場所を変えるなどしていたが、人を集めるための検討は今後も必要である。

事務局) くらしのセミナーは来年度6回の開催を予定しており、そのうちの何回かを地区センター等で行う予定である。ターゲットごとに時間帯や曜日等を検討することも含め、内容によって自治会や連合会に協力を求めることもある。

委員) 沼津市外だが、自治会の集まりの中で警察が来て詐欺について話す機会があった。出前講座等特別な機会となると人が集まりづらいと思うので、人が集まるタイミングで啓発活動を行えば周知が進むのではないか。

事務局) いろいろなバリエーションを検討していきたい。

委員) 消費者川柳について、募集に苦戦しているが、新たな取組や見通しはあるか。

事務局) 今年度も再検討する中で、消費生活展での聞き取りに留まり、件数が少なくなってしまった。改めて事業効果等を検討する中で、どのような取組ができるか検討していきたい。

委員) 消費者川柳は全国的にも苦戦している。学校等でやってくれれば効果も出ると思うが。

委員) 学校では10年以上前はコンテストなど受けていたが、それを取りまとめる教員の負担、課題の適正量などの問題から、今は子どもに選ばせる形に変わってきている。

委員) 課題を選ぶことに関して、子どもたちに選んでもらうためには、川柳ではなく消費者教育に対して作文を書いてもらい、優秀者は沼津出身の有名人に会えるなど、作品を応募した先に何かあれば、それに向かって応募してくれるのでは。

事務局) 方法等含め検討していく必要がある。

委員) 来年度、相談員が1名増員するがフルタイムか？

事務局) フルタイムである。相談員が1名増員することで、一人一人の負担を減らし、研修参加や出前講座等へ割く時間が増えることを期待している。

委員) 講師の育成は時間がかかる。各地域で講師の育成を行い、出前講座への協力を要請する流れができれば出前講座の回数も増加していくと思う。

委員) 高齢者の見守りに関して、資料7の地域包括支援センター・社協のページの自由回答欄にある「対象高齢者が自分ごととして捉えられていない」とあるが、家族等含め、その点に関する啓発は重要と考える。

事務局) 被害者自身はもちろん、被害者を取り巻く家族などに対する啓発を来年度計画している。具体的には沼津市のご当地Vtuberにステッカーを作成してもらい、子や孫の世代に親・祖父母の世代を守ってもらいたいという啓発を行っていくことを計画している。

〈3〉第3次沼津市消費者教育推進計画策定に向けて

※資料7、資料8を基に事務局より説明。

委員) 市民意識調査の回答率を上げるために何か考えているか？

事務局) 前は紙ベースのみであったが、今年度は紙ベースだけでなくGoogleフォームを使った回答も行っており、来年度も同様に行う予定である。回答率を上げる努力はしていきたい。

委員) 年代別で結果を示せると良い。

事務局) 集計の中で世代別に出すことは可能なので、掲載の仕方について検討していきたい。

委員) 回答に対して、どう答えていくかが重要である。事業として提示するなどできると双方向で良いと思う。

事務局) せっかくの回答なので、それに答える形で実施事業を精査し、担当課との調整を進めていきたい。

委員) 最近詐欺による被害が多いので、詐欺に関する項目を入れても良いのでは？

委員) 一般用語の「詐欺」と法律用語での「詐欺」は違うので、言葉として使うのは難しいが、そういったことをふまえることは必要である。

〈4〉その他

※特になし。

【次第5 会長講話】

「これからの消費者教育と消費者行政-沼津市に期待すること-」をテーマに色川会長より御講話いただいた。

【次第6 閉会】